



## 全国统一防火標語

### 「消しましょう その火その時 その場所で」

火の消し忘れで、危ないと思った実体験からつくられた標語です。  
皆さんは火の消し忘れしていませんか？日ごろから気をつけましょう！

## 秋の全道火災予防運動実施 10月15日～31日

この運動は、火災が発生しやすくなる季節を迎えるにあたり、恵庭市民の防火に関する意識を高めていただくために実施します。ぜひこの機会に防火に関することを見つめ直して、火災の発生を防止し、火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

また、住宅用火災警報器の更なる普及と高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させることも目指しています。

## 恵庭市幼年火防クラブ 防火写生会



今年も恵庭市内の幼稚園、保育園の子どもたちが消防車の絵を描いてくれました！！  
消防車の絵は秋の火災予防運動期間中(10月15日～31日)にイトーヨーカ堂恵庭店・恵庭市立図書館・フレスポ恵み野の3会場にて展示されます。

ぜひ会場に足を運んでいただき、子どもたちの作品をご覧ください。

# 住宅用火災警報器について

## ◎平成28年度 住宅用火災警報器設置率調査結果

	設置率
全 国	81%
北海道	83%
恵庭市	78%



(平成28年6月1日現在)

恵庭市の設置率は年々上がっているものの全国、北海道の設置率より低い数値となっております。

まだ設置していない世帯は自分や家族、財産を守るためにもすぐに設置しましょう。

## ◎住宅用火災警報器の維持管理

平成18年6月1日から設置義務化となって、10年が経ちました。住宅用火災警報器のバッテリー寿命は約10年といわれています。

10年を目安に住宅用火災警報器の交換をおすすめします！！

あなたのお家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？設置していてもいざという時に機能しなければ意味はありません。

定期的に点検し、ホコリや汚れがあれば掃除しましょう。誤作動の原因になりかねません。



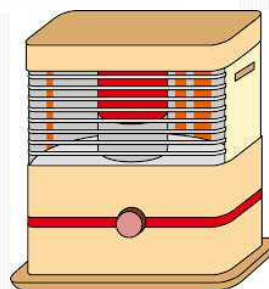
## ストーブについて

これからの季節はだんだんと寒くなりストーブ等を使う機会も増えてきます。ストーブを使う時に以下のことに気をつけましょう。

- 1 可燃物をそばに置かない
- 2 1時間に1～2回は換気する
- 3 長時間あたらない
- 4 寝る前、外出時は火を消す

古い灯油などは使わないようにしましょう。故障の原因となります。

● は設置義務があるところです。



問い合わせ  
恵庭市消防本部予防課

TEL 0123-33-0990  
FAX 0123-33-7105